



発行 東京都

目次

33

規則

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…(総務局行政部振興企画課)…一
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…(同)…二
- 東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則…(生活文化局消費生活部企画調整課)…三
- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…六
- 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規則等の一部を改正する規則…(都市整備局市街地整備部管理課)…九
- 東京都市計画復興土地区画整理事業施行規程等を廃止する規則…(同)…一〇
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…(環境局自然環境部緑環境課)…二
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…二
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…三
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)…三
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条

例施行規則の一部を改正する規則…(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…六

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)…七

○東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…八

○東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…八

○食品製造業等取締条例施行規則の一部を改正する規則…(福祉保健局健康安全部食品監視課)…八

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則…(病院経営本部経営企画部総務課)…三

○東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則…(産業労働局雇用就業部調整課)…四

○東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則…(港湾局臨海開発部海上公園課)…四

○東京都空港条例施行規則の一部を改正する規則…(港湾局離島港湾部管理課)…六

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月三十一日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十一号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則 (平成二十二年東京都規則第五百五十二号) の一部を次のように改正する。
第二条の表一の項の次に次のように加える。

一の二 特例条例

第二条の表六の

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (平成二十六年東京都規則第七十二号。以下この項にお

二の項トに規定するマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

イ 規則第三条の規定による知事に提出すべき認定又は許可申請取下げ届の受理

ロ 規則第四条第一項の規定による知事に提出すべき工事取りやめ届の受理及び同条第二項の規定による添付した許可通知書の返還

第二条の表五の項中「十六の項ハ」を「十六の項ト」に改め、同表七の項中「(47)」を「(49)」に改め、同表八の項中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 規則第七十二条の二第六号の規定による子供の健やかな成長を図るために必要な場所の認定

第二条の表十七の項中「ヲ」を「ヨ」に改め、同表二十三の項イ(2)の次に次のように加える。

- (3) 規則第五条の二第三項の規定により返納される許可済証の受理
- (4) 規則第六条第二項の規定による許可済証の書換え交付

第二条の表二十三の項ロ(2)の次に次のように加える。

- (3) 規則第五条の二第三項の規定により知事に返納される許可済証の受理
- (4) 規則第六条第二項の規定により知事が書換えをした許可済証の交付

第三条の表五の項中「ホ」を「チ」に改め、同表五の二の項中「リからルまで」を「ヲからカまで」に改め、同表七の項中「(3)」を「(8)」に、「(12)、(14)及び(15)」を「(11)、(17)及び(19)から(21)まで」に、「(12)及び(15)」を「(11)及び(16)に掲げるものにあつては弁当等人力販売業者に係るものに、(17)及び(21)」に、「、(行商人)」を「(行商人及び弁当等人力販売業者)」に改め、「係る行商人」及び「当該行商人」の下に「及び弁当等人力販売業

者」を加え、同表八の項中「(4)から(6)まで、(11)、(12)及び(15)」を「(9)から(11)まで、(16)、(17)及び(21)」に、「(12)及び(15)」を「(11)、(16)、(17)及び(21)」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十三の項並びに第三条の表七の項及び八の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十二号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 規則第七十二条の二第六号の規定による子供の健やかな成長を図るために必要な場所の認定

第二条の表十一の項中「ヨ」を「ソ」に改め、同表十一の二の項中「タ」を「ツ」に改め、同表十一の三の項中「レ」を「ネ」に改め、同表十一の四の項中「ソ」を「ナ」に改め、同表十三の四の三の項中「ソ」を「ウ」に改め、同項ロの次に次のように加える。

- ハ 規則第五条の二第三項の規定により返納される許可済証の受理
- ニ 規則第六条第二項の規定による許可済証の書換え交付

第三条の表三の項中「ホ」を「チ」に改め、同表三の二の項中「リからカまで」を「ヲからレまで」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十三の四の三の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第五十三号

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

東京都消費生活条例施行規則（平成六年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二各号及び第五条の三第一号中「の販売」を「に係る取引」に改める。

第六条第一号及び第三号中「の販売」を「に係る取引」に改め、同条第五号中「の購入」を「に係る取引」に改め、同条第七号中「の販売」を「に係る取引」に改める。

第七条第二号中「の販売」を「に係る取引」に改め、同条第六号中「を販売する」を「に係る取引を行う」に改め、同条第七号中「の購入資金」を「の取引に係る資金」に改め、同条第九号中「の販売」を「に係る取引」に改め、同条第十号中「販売目的」を「取引目的」に、「の購入」を「に係る取引」に改める。

第八条第四号中「購入」を「取引」に改め、同条第五号及び第七号中「の購入」を「に係る取引」に改め、同条第九号中「の購入又はサービスの提供を受ける」を「又はサービスに係る取引を行う」に改める。

第十二条第三号中「販売業者等」を「取引業者等」に、「商品」を「消費者との間で商品」に、「販売行為」を「取引行為」に改め、同条第四号中「販売業者等」を「取引業者等」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「販売数量」を「取引数量」に改め、同項第二号中「の販売価格又はサービスの対価」を「又はサービスに係る取引価格」に改め、同項第三号中「の代金又はサービスの対価」を「又はサービスに係る取引価格」に改め、同項第五号中「当該売買契約若しくは当該サービス提供契約の申込み」を「商品若しくはサービスに係る当該取引の契約の申込み」に、「当該売買契約若しくは当該サービス提供契約

の解除」を「契約の解除」に改め、同項第六号及び第七号中「当該売買契約又は当該サービス提供契約」を「商品又はサービスに係る当該取引の契約」に改める。

第二十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（立入調査等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 知事は、条例第四十六条の二第二項の規定により事業者、密接関係者等に対し、報告を求めるときは、提出に必要な期限を付すものとする。

2 条例第四十六条の二第二項の書面は、別記第二十二号様式又は第二十三号様式によるものとする。

第二十六条中「第四十六条第四項」の下に「及び第四十六条の二第四項」を加え、「別記第二十二号様式」を「別記第二十四号様式」に改める。

第二十七条第一項中「別記第二十三号様式」を「別記第二十五号様式」に改め、同条第三項中「別記第二十四号様式」を「別記第二十六号様式」に改める。

第二十八条中「別記第二十五号様式」を「別記第二十七号様式」に、「第二十六号様式」を「第二十八号様式」に、「第二十七号様式」を「第二十九号様式」に、「第二十八号様式」を「第三十号様式」に改める。

第三十八条中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改める。

第三十九条第一項中「別記第三十号様式」を「別記第三十二号様式」に、「第三十一号様式」を「第三十三号様式」に改め、同条第二項中「第五十一条第二項」を「第五十一条第三項」に改める。

別記第二号様式及び第二十号様式中「あへ」を「あへ」に、「第50条」を「第50条第一項」に改める。

別記第三十一号様式表中「あへ」を「あへ」に、「回条第3項」を「回条第4項」に改め、同様式を別記第三十三号様式とする。

別記第三十号様式表中「あへ」を「あへ」に、「回条第3項」を「回条第4項」に改め、同様式を別記第三十二号様式とする。

別記第二十九号様式中「あへ」を「あへ」に改め、同様式を別記第三十一号様式とする。

別記第二十八号様式中「あへ」を「あへ」に、「第50条」を「第50条第一項」に改め、

同様式を別記第三十号様式とする。

別記第二十七号様式中「あて」を「宛て」に改め、「第50条」を「第50条第1項」に改め、同様式を別記第二十九号様式とする。

別記第二十六号様式中「あて」を「宛て」に改め、「第50条」を「第50条第1項」に改め、同様式を別記第二十八号様式とする。

別記第二十五号様式中「あて」を「宛て」に改め、「第50条」を「第50条第1項」に改め、同様式を別記第二十七号様式とする。

別記第二十四号様式中「あて」を「宛て」に改め、同様式を別記第二十六号様式とする。

別記第二十三号様式を別記第二十五号様式とする。

別記第二十二号様式を「第46条第1項及び第2項」を「第46条第1項及び第2項並びに第46条の2第1項及び第2項」に改め、「縦 5.4センチメートル 横 8.5センチメートル」を「縦 12.8センチメートル 横 9.1センチメートル」に改め、同様式裏を次のように改める。

東京都消費生活条例抜粋

裏

(立入調査等)

第46条 知事は、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第19条まで及び第22条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、その職員をして、事業者の事務所、事業所その他のその事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは事業者若しくはその従業員若しくは当該事業者の業務に従事する者（以下この条において「事業者等」という。）に質問させ、又は第10条に定める調査及び認定並びに第12条に定める認定を行うため、必要最小限度の数量の商品又は当該事業者がサービスを提供するために使用する物若しくは当該サービスに関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者等が前項の規定による報告、商品等の提出若しくは立入調査を拒み、又は質問に対し答弁しなかったときは、事業者に対し、書面により、報告若しくは商品等の提出を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3 略

4 第1項及び第2項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等に提示しなければならない。

5 略

6 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条の2 知事は、第26条及び第51条第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者と消費者との間で行う当該取引に密接に関係する者として次の各号のいずれかに該当すると知事が認める者（以下「密接関係者」という。）に対し、報告を求め、その職員をして、事業者若しくは密接関係者の事務所、事業所その他のその事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は事業者若しくは密接関係者若しくはこれらの従業員若しくはこれらの業務に従事する者（以下この条において「事業者、密接関係者等」という。）に質問させることができる。

- 一 当該取引に関し、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項を消費者に告げ、又は表示する者
- 二 当該取引に誘引するため又は契約後において当該取引を継続させ、若しくは取引の内容を拡大させるためほかの商品若しくはサービスを消費者に供給する者
- 三 当該取引に関し、契約の締結若しくは解除又は債務の履行に係る行為を行う者
- 四 当該取引に関し、契約の締結、履行又は解除に係る関係書類を保有する者
- 五 当該取引に関し、当該事業者に対し、第25条第1項に規定する取引行為の方法等を教示する者
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 知事は、第26条及び第51条第1項の規定の施行に必要な限度において、事業者、密接関係者等に対し、書面により、報告を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3 略

4 第1項及び第2項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者、密接関係者等に提示しなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 略

別記第二十二号様式を別記第二十四号様式とする。
 別記第二十一号様式中「あつ」を「宛つ」に、「同条例第50条」を「同条例第50条第1項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第22号様式 (第25条の2関係)

第 年 月 日

宛て

東京都知事



報告の要求書

東京都消費生活条例第46条の2第2項の規定により、下記のとおり報告を要求します。
 なお、期限までに報告のない場合には、同条例第50条第2項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表します。

記

- 1 報告を求める事項
- 2 報告を求める理由
- 3 報告期限 年 月 日
- 4 報告先 局 部

第23号様式（第25条の2関係）

第 号
年 月 日

宛て

東京都知事

印

立入調査等の要求書

あなたの事務所等について、東京都消費生活条例第46条の2第2項の規定により、下記のとおり立入調査等に応ずるよう要求します。

なお、この要求に応じない場合又は期限までに回答のない場合には、同条例第50条第2項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表します。

記

1 立入調査等を求める対象

2 立入調査等を求める理由

3 回答期限 年 月 日

4 報告先 局 部

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十四号

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号ハを次のように改める。

ハ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）及び法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）、指定都市の区域、中核市の区域又は法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

別表第一の二中

六 東京都市計画 地区計画古川親 水公園沿線景観 形成地区地区計 画（平成二十三 年江戸川区告示	江戸川区江戸川 四丁目、江戸川五 丁目及び江戸川六 丁目各地内	一 条例第十三条から第十七条までに 規定する広告物等であること。 二 条例第十三条第五号に掲げる広告 物等（同条ただし書の規則で定める 基準に適合する場合を除く。）につ いては、次の基準に該当するもので
---	--	--

<p>七 東京都市計画 地区計画二之江 西地区地区計画 (平成二十三年 江戸川区告示第 四百三十七号。</p>	<p>第四百四十二号。 以下この項にお いて「当地区計 画」という。</p>
<p>江戸川区春江町 四丁目、春江町五 丁目、西瑞江五丁 目及び江戸川六丁 目各地内</p>	<p>あること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこ と。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、当地区計画 で定める景観街区C(以下この項 において単に「景観街区C」とい う。)にあつては二十平方メート ル以下、当地区計画で定める景観 街区D(以下この項において単に 「景観街区D」という。)及び当 地区計画で定める景観街区E(以 下この項において単に「景観街区 E」という。)にあつては十平方 メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び 広告板の地盤面から広告物の上端 までの高さは、景観街区Cにあつ ては十メートル以下、景観街区D 及び景観街区Eにあつては五メー トル以下であること。</p>
<p>一 条例第十三条から第十七条までに 規定する広告物等であること。 二 条例第十三条第五号に掲げる広告 物等(同条ただし書の規則で定める 基準に適合する場合を除く。)につ いては、次の基準に該当するもので</p>	<p>を</p>
<p>六 東京都市計画 地区計画二之江 西地区地区計画 (平成二十三年 江戸川区告示第</p>	<p>以下この項にお いて「当地区計 画」という。</p>
<p>江戸川区春江町 四丁目、春江町五 丁目、西瑞江五丁 目及び江戸川六丁 目各地内</p>	<p>あること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこ と。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、当地区計画 で定める景観街区A(以下この項 において単に「景観街区A」とい う。)及び当地区計画で定める景 観街区B(以下この項において単 に「景観街区B」という。)にあ つては十平方メートル以下、当地 区計画で定める景観街区C(以下 この項において単に「景観街区 C」という。)にあつては二十平 方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び 広告板の地盤面から広告物の上端 までの高さは、景観街区A及び景 観街区Bにあつては五メートル以 下、景観街区Cにあつては十メー トル以下であること。</p>
<p>一 条例第十三条から第十七条までに 規定する広告物等であること。 二 条例第十三条第五号に掲げる広告 物等(同条ただし書の規則で定める 基準に適合する場合を除く。)につ</p>	<p>を</p>

<p>七 東京都市計画 地区計画江戸川 五丁目付近地区 地区計画(平成 二十六年江戸川</p>	<p>四百三十七号。 以下この項にお いて「当地区計 画」という。)</p>
<p>江戸川区江戸川 四丁目、江戸川五 丁目、江戸川六丁 目、西瑞江五丁目 及び春江町四丁目</p>	
<p>当地区計画で定める景観街区C(以 下この項において単に「景観街区C」 という。)、当地区計画で定める景観 街区D(以下この項において単に「景 観街区D」という。)、及び当地区計画</p>	<p>いては、次の基準に該当するもので あること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこ と。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、当地区計画 で定める景観街区A(以下この項 において単に「景観街区A」とい う。)、及び当地区計画で定める景 観街区B(以下この項において単 に「景観街区B」という。))にあ つては十平方メートル以下、当地 区計画で定める景観街区C(以下 この項において単に「景観街区 C」という。))にあつては二十平 方メートル以下であること。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び 広告板の地盤面から広告物の上端 までの高さは、景観街区A及び景 観街区Bにあつては五メートル以 下、景観街区Cにあつては十メー トル以下であること。</p>
<p>に</p>	
<p>改める。</p>	<p>区告示第七十六 号。以下この項 において「当地 区計画」とい う。)</p> <p>各地内</p> <p>で定める景観街区E(以下この項にお いて単に「景観街区E」という。))に 表示し、又は設置する広告物等につ いては、次の基準に該当するものであ ること。 一 条例第十三条から第十七条までに 規定する広告物等であること。 二 条例第十三条第五号に掲げる広告 物等(同条ただし書の規則で定める 基準に適合する場合を除く。))につ いては、次の基準に該当するもので あること。 (一) 建築物の屋上へ取り付けないこ と。 (二) 赤色光を使用しないこと。 (三) 光源が点滅しないこと。 (四) 表示面積の合計は、景観街区C にあつては二十平方メートル以下、 景観街区D及び景観街区Eにあつ ては十平方メートル以下であるこ と。 (五) 土地に直接設置する広告塔及び 広告板の地盤面から広告物の上端 までの高さは、景観街区Cにあつ ては十メートル以下、景観街区D 及び景観街区Eにあつては五メー トル以下であること。</p>

別表第三 六の項中「他の道府県に存する運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するもの」を「道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域又は中核市の区域に存するもの」に改める。

別表第四 一の項中

一 建築物の屋上へ広告物等を表示し、又は設置しないこと。

次の基準に該当するものであること。ただし、許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物は、この限りでない。

一 建築物の屋上へ広告物等を表示し、又は設置しないこと。

に改める。

別記第二十七号様式中

※ 納入確認	※ 受講番号	※ 交付
第 号	第 号	

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 受講科目の欄は、ア又はイを○で囲んでください。
 3 受講一部免除の資格のある方は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。

※ 納入確認	※ 受講番号	※ 交付	写 真
第 号	第 号		

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 受講科目の欄は、ア又はイを○で囲んでください。
 3 受講一部免除の資格のある方は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。

申込前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真的裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。	
---	--

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則別記第二十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規則等の一部を改正する規則を公布する。
 平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五十五号

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規則等の一部を改正する規則

(東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「東京都再開発事務所長」を「東京都第二市街地整備事務所長」に改める。

一 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規則(昭和六十年東京都規則第九号) 第六条第一項

二 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業施行規則(昭和六十三年東京都規則第八号) 第六条第一項

三 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第二地区第一種市街地再開発事業施行規則(平成元年東京都規則第二百二十四号) 第六条

四 東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成十六年東京都規則第二百号) 第六条第一項

五 東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成十六年東京都規則第二百六号)第六条第一項

六 東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成十七年東京都規則第九号)第六条第一項

(東京都市計画事業花畑北部土地地区画整理事業施行細則の一部改正)

第二条 東京都市計画事業花畑北部土地地区画整理事業施行細則(平成三年東京都規則第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都第二区画整理事務所長」を「東京都第一市街地整備事務所長」に改める。

第四条第六項中「東京都第二区画整理事務所内」を「東京都第一市街地整備事務所内」に改める。

(東京都市計画事業汐留土地地区画整理事業施行細則の一部改正)

第三条 東京都市計画事業汐留土地地区画整理事業施行細則(平成七年東京都規則第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「東京都第二区画整理事務所長」を「東京都第二市街地整備事務所長」に改める。

(東京都市計画事業秋葉原駅付近土地地区画整理事業施行細則の一部改正)

第四条 東京都市計画事業秋葉原駅付近土地地区画整理事業施行細則(平成九年東京都規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都第二区画整理事務所長」を「東京都第一市街地整備事務所長」に改める。

第四条第六項中「東京都第二区画整理事務所内」を「東京都第一市街地整備事務所内」に改める。

(東京都市計画事業新砂土地地区画整理事業施行細則の一部改正)

第五条 東京都市計画事業新砂土地地区画整理事業施行細則(平成九年東京都規則第一百三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都第一区画整理事務所長」を「東京都第一市街地整備事務所長」に改める。

第四条第六項中「東京都第一区画整理事務所内」を「東京都第一市街地整備事務所内」に改める。

(東京都市計画事業豊洲土地地区画整理事業施行細則及び東京都市計画事業有明北土地地区画整理事業施行細則の一部改正)

第六条 次に掲げる東京都規則の規定中「東京都第一区画整理事務所長」を「東京都第一市街地整備事務所長」に改める。

一 東京都市計画事業豊洲土地地区画整理事業施行細則(平成九年東京都規則第一百八十八号)第一条第二項

二 東京都市計画事業有明北土地地区画整理事業施行細則(平成十一年東京都規則第七十九号)第一条第二項

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都市計画復興土地地区画整理事業施行規程等を廃止する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五十六号

東京都市計画復興土地地区画整理事業施行規程等を廃止する規則

次に掲げる東京都規則は、廃止する。

一 東京都市計画復興土地地区画整理事業施行規程(昭和三十一年東京都規則第八十七号)

二 八王子都市計画事業由木土地地区画整理事業施行細則(昭和四十八年東京都規則第四百四十号)

三 東京都市計画事業四葉二丁目付近土地地区画整理事業施行細則(昭和五十八年東京都規則第二百二十二号)

四 東京都市計画事業篠崎駅付近土地地区画整理事業施行細則(昭和六十一年東京都規則第二百三十三号)

五 東京都市計画事業白鬚西第一地区第二種市街地再開発事業施行規則(昭和六十三年

東京都規則第九号

六 町田市計画事業相原・小山土地区画整理事業施行細則(昭和六十三年東京都規則第三十八号)

七 東京都市計画事業白鬚西第二地区第二種市街地再開発事業施行規則(昭和六十三年東京都規則第九十五号)

八 東京都市計画事業白鬚西第三地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成二年東京都規則第十四号)

九 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第五地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成四年東京都規則第三号)

十 東京都市計画事業赤羽北地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成七年東京都規則第二号)

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第五十七号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則(平成十四年東京都規則第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「河川管理施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を、「海岸保全施設」の下に「(樹林を除く。)」を加える。

別表第三 一の項中「三十二円」を「三十一円」に、「九十円」を「八十九円」に、「十三円」を「十一円」に改め、同表二の項中「二万二千四百円」を「二万一千五百円」に改める。

別表第四中「、支線」を「及び支線」に、「百一円」を「百円」に、「、ガス管」を

「及びガス管」に、「九十一円」を「九十円」に、「、マンホール」を「及びマンホール」に、

写真撮影のための常時占用 撮影機一台一月 七百二十八円 を

食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	一平方メートル一月	九十円	四円
太陽電池発電施設	一平方メートル一月	九十円	四円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台一月	七百二十円	

「千三百三十七円」を「千二百二十五円」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第五十八号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「指定介護予防訪問介護事業者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。に係る指定事業者)を、「指定介護予防訪問介護の事業」の下に「又は当該第一号訪問事業」を加え、「及び指定介護予防訪問介護」を「、指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業」に改め、同条に次の一項

を加える。

4 第一項第二号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第二十五条第一項第二号中「基準該当介護予防通所介護の事業」の下に「又は法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）」を加え、「又は基準該当介護予防通所介護」を、「基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業」に改める。

第三十一条第四項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に、「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第三十六条中「第六百六十四条」を「第六百六十四条第一項」に改める。

第四十九条中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第五十七条第二項第二号イを次のように改める。
イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五十九号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「指定訪問介護事業者」の下に「又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号訪問事業（介護予防訪問介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」を、「指定訪問介護の事業」の下に「又は当該第一号訪問事業」を加え、「及び指定訪問介護」を、「指定訪問介護又は当該第一号訪問事業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項第二号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第二十一条第一項第二号中「基準該当通所介護の事業」の下に「又は法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）」を加え、「又は基準該当通所介護」を、「基準該当通所介護又は当該第一号通所事業」に改める。

第二十七条第四項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三十二条中「第三百三十九条」を「第三百三十九条第一項」に改める。

第四十五条中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第五十三条第一項第二号イを次のように改める。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその

端数を増すごとに一以上とすること。
第五十三条第二項第二号イを次のように改める。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

（保育機能施設）

第三条 条例第三条第三号に規定する保育機能施設は、知事が別に定める基準を満たすものとする。

（学級の編制の基準）

第四条 条例第四条第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 一学級の子どもの数は、三十五人以下とする。

二 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制するものとする。

「第二章 職員配置及び職員資格」を削る。

第五条を次のように改める。

（職員の配置の基準）

第五条 条例第五条第二項の規定により、認定こども園には次に掲げる保育従事職員を置かなければならない。

一 満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上

二 満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上

三 満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上

四 満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上

2 学級には専任の担任を一人以上配置するものとする。

3 第一項に規定する認定こども園に置かなければならない保育従事職員の数は、同項各号に規定する方法により算定した数（十分の一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（一未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）とする。ただし、同項第三号及び第四号に規定する方法により算定した数（十分の一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（一未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）が前項に規定する方法により算定した必要な学級担任の数（以下「学級担任数」という。）より少ないときは、

第一項第一号及び第二号に規定する方法により算定した数（十分の一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（一未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数。以下「三歳未満児の保育従事職員数」という。）に、学級担任数を加えた数とする。ただし、職員の配置は常時二人を下回ってはならない。

第六条第一項中「における三歳未満の子どもに対する保育従事職員について、三歳未満児の保育従事職員数の六割以上の者が保育士、保健師、助産師又は看護師の資格を有する常勤の職員」を「において、満三歳未満児の保育従事職員数の六割以上の者が登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「保育

士の資格を有する者」を「登録を受けた者」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 条例第六条第四号ただし書の規則で定める場合は、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満三歳以上の保育従事職員数の六割以上の者が登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合とする。

「第三章 施設設備」を削る。
 第七条から第十条までを次のように改める。

（施設設備）

第七条 条例第七条第二項に規定する規則で定める基準は、子ども一人につき、一・九八平方メートル以上とする。

2 条例第七条第五項に規定する規則で定める基準は、保育室等を二階に設ける建物は第一号、第二号及び第六号に、保育室等を三階以上に設ける建物は第二号から第八号までに該当するものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備を一以上設けていること。

二階	階	
	常用	区分
避難用	1	屋内階段
	2	屋外階段
2	設備	
	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー	

四階以上		三階	
常用	避難用	常用	避難用
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外			

傾斜路
3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- 三 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- 四 保育機能施設の調理室（次の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育機能施設の調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。
- イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを用いていること。
- ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。
- 五 保育機能施設の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
- 六 保育室等その他子どもが入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備を設けていること。
- 七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。
- 八 保育機能施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理を施していること。
- 3 条例第七条第六項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 乳児室又はほふく室の面積 満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。ただし、年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、満二歳未満の子どもについて、当該年度内に限り、一人当たり二・五平方メートル以上とすることができる。

- 二 保育室又は遊戯室の面積 満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 三 屋外遊戯場の面積 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

(調理設備の基準の特例)

第八条 条例第八条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 子どもに対し食事を提供する責任を有する当該認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
 - 二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、特別区若しくは市町村等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。
 - 三 調理業務を受託する者については、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - 四 調理業務を受託する者については、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
 - 五 認定こども園は、食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- (保育従事職員の資質向上等)
- 第九条 条例第十条の規定により保育従事職員の資質向上等を図るために留意すべき事項は、次に掲げるものとする。
- 一 保育従事職員は、自らその向上に努めること。
 - 二 認定こども園の長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保できるように、午睡の時間、職員の勤務体制、職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

三 認定子ども園においては、教育及び保育並びに子育て支援事業等多様な業務に資するよう、認定子ども園の長も含めた職員に対する当該認定子ども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施すること。

四 幼稚園の教員免許状を有する者と登録を受けた者との相互理解を図ること。

五 認定子ども園の長は、認定子ども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(保育時間等)

第十条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める基準は、認定子ども園の開園日数及び開園時間については、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとする。

第十一条から第十二条の二までを削る。

第十四章から第七章までを削る。

附則中第二項から第四項までを削る。

別表を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十一号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十三条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型

居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第十三条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第百七十一条」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第百七十五条第二項第一号」を加える。

第十九条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第六十三条第五項」の下に「又は第百七十一条第六項」を加え、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）」を加え、

同条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第二号ハ」の下に「又は第百七十五条第二項第二号ハ」を加える。

附則第三条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十二号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模

多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、十八人）」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、登録定員が二十五人を超え、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第十三条の二第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第百七十一条」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第百七十五条第二項第一号」を加える。

第十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第七十一条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 嘱託医 一人以上
 - 二 看護師 一人以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一人以上
 - 四 機能訓練担当職員 一人以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 第十九条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を五人以上とすることができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（基準該当児童発達支援事業所の利用定員）

第二十条の二 条例第七十八条の二に規定する規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

第二十三条第三項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十三号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則（平成二十二年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都日野療護園の項、東京都大田通勤寮の項及び東京都葛飾通勤寮の項を削る。

別表第二東京都日野療護園の項、東京都大田通勤寮の項及び東京都葛飾通勤寮の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十四号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則（平成四年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「法第六条の二第二項」を「法第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品製造業等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十五号

食品製造業等取締条例施行規則の一部を改正する規則

食品製造業等取締条例施行規則（昭和二十八年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「製造業者等」を「弁当等人力販売業者又は製造業者等」に改め、同条中「第五条第一項」の下に「又は第五条の三第一項」を加え、「製造業者等」を「弁当等人力販売業者又は製造業者等」に、「同条第二項」を「第五条第二項又は第五条の三第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（許可済証の交付申請等）

第五条の二 条例第五条の二第二項の規定により許可済証の交付を受けようとする者は、別記第七号様式の二による申請書に、写真（申請前六箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四センチメートル横三センチメートルの大きさのもの）二枚を添えて提出しなければならない。

2 条例第五条の二第三項の規定により許可済証の再交付を受けようとする者は、別記第七号様式の二による申請書に、写真（申請前六箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四センチメートル横三センチメートルの大きさのもの）を添えて提出しなければならない。

3 許可済証の再交付を受けた後亡失した許可済証を発見したときは直ちに返納しなければならぬ。

第六条中「第五条第三項」の下に「又は第五条の二第二項」を加え、「届出は、」を「届出にあつては」に改め、「別記第八号様式」の下に「、条例第五条の三第三項の届出にあつては別記第八号様式の二」を加え、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の届書（条例第五条の二第二項の規定によるものに限る。）を受理したときは、許可済証を書き換えて交付しなければならない。

第六条の二から第六条の四までの規定中「第五条の二第二項」を「第五条の四第二項」に改める。

第七条中「第五条の三第一項」を「第五条の五第一項」に改める。
 第七条の二中「第五条の三第二項」を「第五条の五第二項」に改める。
 第七条の三中「第五条の四第一項」を「第五条の六第一項」に改める。
 第七条の四中「第五条の四第二項」を「第五条の六第二項」に改める。
 第九条を次のように改める。

(許可済証の様式)

第九条 条例第五条の二第一項の許可済証は、別記第十一号様式の二とする。
 第十条中「行商人」の下に、「弁当等人力販売業者」を加える。
 第十条の三中「第十三条」を「次条及び第十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可済証の返納)

第十条の四 条例第九条第四項の規定による許可済証の返納は、市町村の存する区域にあつては、許可済証の交付を受けた保健所長にしなければならない。

第十一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十三条第一項中「届書等」の下に「又は第五条の申請書（弁当等人力販売業者が提出するものに限る。）」を加え、同条第三項中「申請書」の下に「（弁当等人力販売業者が提出するものを除く。）」を、「第六条から第七条の四までの届書」の下に「（弁当等人力販売業者が提出するものを除く。）」を、「行商人」の下に「及び弁当等人力販売業者」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第六条から第六条の四までの届書（弁当等人力販売業者が提出するものに限る。）
 亡失した許可済証又は第十条の届書（弁当等人力販売業者が提出するものに限る。）は、市町村の存する区域にあつては、許可書の交付を受けた保健所に提出し、又は返納しなければならない。

第十四条中「第五条第三項」を「第五条の三第三項」に、「第五条の三第二項」を「第五条の五第二項」に、「第五条の四第二項」を「第五条の六第二項」に改め、「行商人」の下に「及び弁当等人力販売業者」を加える。

別記第七号様式を次のように改める。

別記第七号様式 (第5条関係)

<p> 年 月 日 郵便番号 住 所 電話番号 フリガナ 氏 名 年 月 日生 〔法人の場合は、その名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名〕 営業許可申請書(新・継続) </p>		<p> 食品製造業等取締条例〔第5条・第5条の3〕の規定により次のとおり申請します。 営業許可申請書(新・継続) </p>
<p> 営業所の所在地 電話番号 </p>	<p> 営業所の名称等 営業設備の主要 別紙のとおり </p>	<p> 営業の種類 備考 </p>
<p> 許可番号及び許可年月日 </p>	<p> 1 2 3 4 5 </p>	<p> 1 許可番号の欄は、継続許可の場合に、現に受けている許可の番号及び年月日を記載してください。 2 弁当等人力販売業は、営業所の所在地の代わりに主たる営業地を記載してください。 </p>

(日本J業規格A列4番)

別記第七号様式の次に次の一様式を加える。

別記第七号様式の2（第5条の2関係）

年 月 日 郵便番号 住 所 電話番号 フリガナ 氏 名	
〔法人の場合は、その名称、主たる事務 所の所在地及び代表者の氏名〕	
許可済証 〔 交付 申請書 再交付 〕	
食品製造業等取締条例第5条の2の規定により次のとおり申請します。	
営業所の名称等	
許可番号及び 有効期間	号 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
許可済証の 交付を受ける者	住所 フリガナ 氏 名
主たる営業地	
従たる営業地	
亡失又はき損の事由	
備考	

(注意) 1 許可番号の欄は、既に許可を受けている場合のみ、許可番号及び年月日を記載してください。
 2 亡失又はき損の事由の欄は、再交付を受ける場合のみ記載してください。

(日本工業規格A列4番)

別記第八号様式中「第5条第3項」を「第5条の3第3項」に、「かい書」を「審判」に改め、同様式を別記第八号様式の二とし、別記第七号様式の二の次に次の一様式を加える。

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日	年 月 日
殿	
郵便番号	
届出者 住所	
電話番号	
フリガナ	
氏 名	
	年 月 日生
〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
営業許可・許可済証 申請事項変更届	
下記のとおり	
〔 住 所・氏 名 営業所の名称、屋号又は商号 営業設備の大要 許可済証の被交付者氏名・住所 営業許可の番号 〕	
を変更したので、食品製造業等	
取締条例〔第 5 条第 3 項・第 5 条の 2 第 2 項〕の規定により届け出ます。	
記	
フリガナ	
営業所の名称等	
許可番号及び許可年月日	備 考
第 号	年 月 日
年 月 日	年 月 日
変更事項	
変更内容	変更前
	変更後
備 考	

(注意) 1 字は、インク等を用い、楷書ではつきり記載してください。
 2 変更事項を明らかにする関係書類を添付してください。
 3 営業施設の変更の場合は、設備の平面図を添付し、変更の部分に朱筆してください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第九号様式中「第 5 条の 2 第 2 項」や「第 5 条の 4 第 2 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十号様式中「第 5 条の 2 第 2 項」や「第 5 条の 4 第 2 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十号様式中「〇〇〇〇」は「第 5 条の 2 第 2 項」や「第 5 条の 4 第 2 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十号様式中「〇〇〇〇」は「第 5 条の 3 第 1 項」や「第 5 条の 5 第 1 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十号様式中「〇〇〇〇」は「第 5 条の 3 第 2 項」や「第 5 条の 5 第 2 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十号様式中「〇〇〇〇」は「第 5 条の 4 第 1 項」や「第 5 条の 6 第 1 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十号様式中「〇〇〇〇」は「第 5 条の 4 第 2 項」や「第 5 条の 6 第 2 項」は「〇〇〇〇」。
 別記第十一号様式中「所在地」や「所在地 (営業地)」は「〇〇〇〇」同様式の次に次の
 様式を加える。

別記第1号様式の2（第9条関係）

(表)

(3cm)	写真	(4cm)	氏名	交付年月日	保健所	第 号
						企 業 人 力 販 売 業 許 可 済 証
						日 撮 影

営業者の氏名	
営業所の名称	
主たる営業地	
従たる営業地	

(日本工業規格A列6番)

(裏)

許可番号	
許可の有効期限	

変更の記録		内容
年月日	変更事項	

指導等の記録

(日本工業規格A列6番)

別記第十三号様式を次のように改める。

別記第十三号様式 (第二系関係)

年 月 日	殿
住 所	
氏 名	
手数料免除申請書	
手数料免除申請書	
下記の事由により食品製造業等取締条例第11条 第1項 号 第2項 第3項	の手数料の 第1項 第2項 第3項
事由	
記	

(日本工業規格A列4番)

附 則

- この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の食品製造業等取締条例施行規則別記第七号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十三号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十六号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第三条中「使用料及び手数料」を「使用料等」に、「使用料・手数料減額免除申請書」を「使用料等減額免除申請書」に改める。

第四条の見出し中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改め、同条中「第六項」を「第七項」に、「使用料及び手数料」を「使用料等」に改める。

第五条中「別記第三号様式の三」の下に「による施設入所申込書を、病児保育事業を利用するときにあつては知事が別に定める利用申込書」を加える。

第七条（見出しを含む。）中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改める。

第九条の見出し中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改め、同条第二項中「使用料及び手数料」を「使用料等」に、「使用料・手数料徴収猶予申請書」を「使用料等徴収猶予申請書」に改める。

第十条の見出し中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料及び手数料」及び「使用料又は手数料」を「使用料等」に改める。

第十一条中「使用料、手数料」を「使用料等」に改める。

別記第一号様式中「使用料・手数料 減額 申請書」を「使用料等 減額 申請書」に、「使用料・手数料」を「使用料等」に改める。

別記第五号様式中「使用料・手数料徴収猶予申請書」を「使用料等徴収猶予申請書」に、「使用料・手数料」を「使用料等」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十七号

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立職業能力開発センター条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書及び第八条ただし書中「障害者訓練及び訓練期間が六月未満の訓練科」を「一般向け訓練及び高年齢者訓練のうち訓練期間が六月未満の訓練科、障害者訓練並びに委託訓練」に改める。

第十一条第三項の表中「東京ものづくり名工塾コース」を「東京みらいの名工育成プログラムコース」に改める。

別表中「第二条」を「第四条」に、

東京都立城南職業能力開発センター大田校
東京都立城東職業能力開発センター
東京都立城東職業能力開発センター足立校

を

東京都立城南職業能力開発センター大田校

に、

東京都立城東職業能力開発センター江戸川校

を

東京都立城東職業能力開発センター
東京都立城東職業能力開発センター江戸川校

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十八号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「入場券」を「入場券（金額の記載のないものを除く。）」に改め、同項ただし書を削る。

別表第一 一の部中

千四百十円
五百五十一円
四百十七円
四百七十三円

を

千三百九十六円
五百三十九円
四百十六円
四百六十九円

に、

七百四十円
七百二十円
四百九十円

を

七百三十九円
七百十九円
四百八十九円

に、

千三百三十七円
千百十五円

を

千三百十五円
千九十九円

に、

「四百九十五円」を「四百九十四円」に、

同部中

改め、同部東京都立東京港野鳥公園売店の項及び東京都立葛西海浜公園売店の項を削り、

三十五万四千四百円
三百四十三万八千六百元
二百二十一万九千九百元

を

三十三万六千六百元
三百三十五万五千二百円
二百十六万三千二百円

に

公園三号売店の項を削り、同部中

改め、同部東京都立大井ふ頭中央海浜公園二号売店の項及び東京都立大井ふ頭中央海浜

八万二千二百円
十六万八千二百円
十六万八千二百円
十一万七千八百円
七万三千二百円
五十九万二千二百円
三百七十八万円
百八十八万八千九百元

を

七万九千円
十六万一千五百円
十六万一千五百円
十一万三千三百円
七万三百円
五十四万九千八百円
三百七十二万七千七百円
百八十三万二千五百円

に

別表第一 二の部中

「千五百二十円」を「千五百十二円」に改める。

四百三十六円
五百四十四円

を

四百三十四円
五百四十三円

に

「千三百八十九円」を「千三百七十八円」に、

四百三十二円
千二百六十四円
六百六十七円
千四百七十七円

を

四百三十円
千二百六十二円
六百六十六円
千百三十八円

に

改め、同部東京都立若洲海浜公園一号食堂の項を次のように改める。

東京都立若洲海浜公園食堂

一月

八十万七千九百円

五万一千円
七万二千三百円

を

四万七千九百円
六万六千九百円

に

別表第一 二の部東京都立若洲海浜公園二号食堂の項を削り、同部中「百四十三万一千二百円」を「百四十二万三千五百円」に、

四万三千二百円
六十六万三千七百円
六十二万八千三百円
六十八万六千七百円
二百三十四万四千五百円
五十二万八千八百円
二百二万六千五百円
七百二十四万九千九百元
六百五十一万六千九百元

を

三万九千四百円
六十五万五千四百円
六十一万九千四百円
六十八万三千八百円
二百三十三万九百円
五十一万九千三百円
二百二万二千二百円
七百六万三百円
六百二十九万二千五百円

に

改める。

別表第三及び別表第四中「葛西海浜公園及び若洲海浜公園」を「及び葛西海浜公園」に改める。

別表第五中「口径」を「外径」に、「九百六十六円」を「九百六十二円」に、「六百九十円」を「六百八十七円」に、「百七十二円」を「百七十一円」に、「四百三十一円」を「四百二十九円」に、「八十六円」を「八十五円」に、「八百六十三円」を「八百五十九円」に、「三百四十五円」を「三百四十三円」に、

写真等の撮影のための常時占用

撮影機一台一月

六千九百四円

を

食糧、医薬品等災害応急対策に必要

一平方メートル一月

八百五十九円

な物資の備蓄倉庫		
太陽電池発電施設	一平方メートル一月	八百五十九円
写真等の撮影のための常時占用	撮影機一台一月	六千八百七十二円

改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十九号

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営空港条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「知事」の下に「(条例第十五条第二項第一号の規定により指定管理者が届出を受理する場合にあつては、当該指定管理者)」を加える。

第二条第一項中「知事」の下に「(条例第十五条第二項第二号の規定により指定管理者が申請書を受受理する場合にあつては、当該指定管理者。以下この条から第四条の二までにおいて同じ。)」を加える。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の申請)

第七条 条例第十六条第一項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第六号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- 一 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 二 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 三 事業計画書
- 四 空港(条例第十五条第一項に規定する空港をいう。以下同じ。)又はこれに類す

に

る施設の管理に関する業務実績を記載した書類

五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

六 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第八条 条例第十六条第二項第五号の東京都規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 空港の維持の技術に係る指導育成体制が整備されていること。

二 空港又はこれに類する施設における良好な管理業務の実績を有すること。

三 前二号に掲げるもののほか、空港の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

別記第二号の二様式を別記第二号様式の二とする。

別記第五号の二様式を別記第五号様式の二とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式(第7条関係)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

㊟

指定管理者指定申請書

下記のとおり、空港の管理に関する業務を行いたいので、東京都営空港管理条例第16条第1項の規定により申請します。

記

1	管理を行う空港の名称	
2	管理を行う空港の所在地	
3	添付資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定款、寄附行為又はこれらに類するもの (2) 法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。) (3) 事業計画書 (4) 空港又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類 (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類 (7) その他知事が必要と認める書類

(日本工業規格A列4番)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 七〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002

